

第1回 新技術等効果評価委員会 議事録

内閣府大臣官房企画調整課

第1回 新技術等効果評価委員会 議事次第

日 時：令和3年12月7日（火） 10：30～12：00

場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用A会議室（WEB参加可能）

1. 議 事

- ・ 委員長互選
- ・ 新技術等効果評価委員会運営規則（案）について
- ・ 新技術等効果評価委員会における調査審議（案）について

2. その他（事務連絡等）

出席者

【委員】

安念委員、石井委員、大橋委員、尾形委員、小黒委員、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、杉山委員、西村委員、林委員、板東委員、程委員、増島委員

【事務局等】

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 三浦次長、松山企画官

内閣府 大臣官房企画調整課 伊藤課長

経済産業省 経済産業政策局新規事業創造推進室 石井室長

○松山企画官 おはようございます。それでは、時間になりましたので、ただいまから第1回新技術等効果評価委員会を開催いたします。内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の松山でございます。

本日は、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

この新技術等効果評価委員会は、本年6月に生産性向上特別措置法から移管・恒久化されました産業競争力強化法に基づきまして内閣府に設置された委員会でございます。この委員会では、委員長が選出されるまで、便宜上、私が司会を務めさせていただきたいと思っております。

第1回委員会に先立ちまして、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長の三浦より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○三浦次長 新しい資本主義実現会議事務局次長の三浦でございます。本日はお忙しい中、どうもありがとうございます。私は、1年半前まで、当時は未来投資会議とっておりましたけれども、その担当参事官をしておりまして、サンドボックスも担当させていただいておりました、およそ1年半ぶりに戻ってきたなという感じでございます。多くの皆様は

当時から大変お世話になっておりまして、また引き続きよろしくごお願い申し上げます。

事務局のほうは、未来投資会議、成長戦略会議、今度は岸田政権の肝煎りということで、新しい資本主義実現会議ということで、内容を含めて少しずつ進化をしておりますが、サンドボックスについては、法改正はありましたけれども、基本的な考え方、やるべきことは大きく変わっておらず、引き続きしっかり継続的にやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくごお願いいたします。

そもそもサンドボックス制度は、2018年に施行した生産性向上特別措置法に基づいて、モビリティ、IoT、Fintech、ヘルスケア等の多様な分野で、21計画、140者認定してきております。これまでの成果の一例といたしまして、電動キックボードのサンドボックス実証を契機として、新たなモビリティ環境整備について次の通常国会に関連法案が提出されることになっているなど、着実に社会を変えるツールとして定着しつつあるのではないかと考えております。我々が各省と話をしておりますも、事務局のメンバーが各省に丁寧に話をしてきた結果、本制度が大分浸透してまいりまして、今後ますますこの制度には活躍の余地が広がっているのではないかと考えております。本年6月に改正された産業競争力強化法で恒久化をされたわけでございまして、新たに改組されました本委員会におきまして、法律、経済、経営、技術、消費者、地方といった観点において豊富な知見やバックグラウンドをお持ちである15名の皆様に委員に御就任いただき、当制度の更なる発展、浸透に向けて御協力賜れば幸いと考えている次第でございます。

事務局といたしましては、委員の皆様に関連に御議論いただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。これからの1年間、よろしくごお願い申し上げます。

以上でございます。

○松山企画官 ありがとうございます。

本日は、内閣府企画調整課の伊藤課長と、このサンドボックス制度と一緒に運営しております経済産業省新規事業創造推進室の石井室長にも御参加いただいております。よろしくごお願いいたします。

それでは、今回任命されました委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

あいうえお順となりますけれども、中央大学法科大学院の安念潤司委員。

中央大学国際情報学部教授、石井夏生利委員。

東京大学公共政策大学院院長の大橋弘委員。

メロディ・インターナショナル株式会社CEOの尾形優子委員。

法政大学経済学部教授の小黒一正委員。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士の落合孝文委員。

一般社団法人Fintech協会代表理事副会長の鬼頭武嗣委員。

早稲田大学基幹理工学部教授の佐古和恵委員。

理化学研究所革新知能統合研究センターセンター長／東京大学大学院新領域創成科学研究

究所科教授の杉山将委員。

三重大学大学院地域イノベーション学研究科教授／宇都宮大学学術院教授の西村訓弘委員。

株式会社ロフトワーク取締役会長の林千晶委員。

日本司法支援センター理事長の板東久美子委員。

ベイヒルズ株式会社代表取締役の程近智委員。

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士の増島雅和委員。

あと、本日御欠席をされておりますけれども、慶應義塾大学総合政策学部教授の中室牧子委員にも、今回、委員になっていただいております。

それでは、この委員会の委員長を選出していただく必要がございます。当委員会の委員長の選出に当たりましては委員の互選という形になっております。委員の互選について、御意見ありましたら、ぜひいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○落合委員 前期に続いて安念先生が適切かと思えます。

○林委員 私も落合さんと同じく安念さんが引き続き指導してもらえればということで、安念先生を推薦します。

○小黒委員 私も専門性を考えると安念先生が最も適任ではないかと思えます。

○増島委員 賛成です。

○杉山委員 賛成いたします。

○佐古委員 異議ありません。

○鬼頭委員 私も異議ありません。

○松山企画官 ありがとうございます。各委員から安念先生にというお話をいただきましたので、それでは、安念委員に委員長に御就任いただくということで決定したいと思います。

それでは、議事進行を安念委員長と交代させていただきますので、よろしく願いいたします。

○安念委員長 安念でございます。多くの方に御推挽いただきまして、誠にありがとうございました。皆様の御協力によって円滑な進行に努めてまいりたいと思えます。

それでは、早速でございますが、議事に入ります。議事の進め方ですが、まず、本委員会の運営規則及び調査審議について御審議をいただき、議決をいたしたいと存じます。その後、事務局より事務連絡等を報告していただきますので、よろしく願いいたします。それでは、配付資料に基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

○松山企画官 それでは、まず、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1がこの議事次第でございます。資料2が今回の委員会委員の名簿でございます。資料3が「サンドボックス制度の今後の方向性について」という資料で、これは後ほど御説明させていただきます。

資料4が本委員会の運営規則の案でございます。

資料5が本委員会の調査審議の案となっております。

参考資料1が委員会の概要で、参考資料2がサンドボックス制度に関する基本資料集となっております。資料の不備、漏れ等がありましたら、事務局にお伝えいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

○安念委員長 よろしゅうございますか。早速議事に入りまして、新技術等効果評価委員会運営規則及び新技術等効果評価委員会における調査審議について、内容の説明をお願いします。

○松山企画官 では、資料3に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。「サンドボックス制度の今後の方向性について」という資料でございます。

まず、めくっていただきまして2ページ目でございます。先ほど次長の三浦からも御説明させていただきましたけれども、2018年以降、様々な分野で、21計画、140者の認定が行われているという状況でございます。2021年6月に本制度が恒久化されましたけれども、新しいサンドボックス制度の発展や浸透も含め、より良い制度運営を行っていくという観点で、2つのポイントを強化していきたいと考えております。1つ目が「実証・情報活用についてのフォローアップ等」、2つ目が「認定プロセスの迅速化」でございます。この2点につきまして、運営規則や調査審議の見直しを行っていきたいと考えております。

まず、強化ポイント①「実証・情報活用についてのフォローアップ等」の御説明をさせていただきたいと思います。まず現状というところでございますが、この評価委員会は、実証計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価等を行うことが目的とされておりますけれども、過去の委員会でも御指摘等を多くいただいている内容であると我々は認識しておりますが、実証結果の検証であったり、社会実装を具体的にどのように進捗しているのかといった部分のフォローアップがやや不十分であったのではないかと考えております。このような問題意識の下、今回、主に調査審議の3の(3)と5の部分でございますけれども、このサンドボックスの趣旨である、試行錯誤、様々な事業のチャレンジをやっていくといった部分で、いろいろなことが起きてくるところがあるかと思っておりますけれども、試行錯誤の部分に許容しながらも、課題があれば早期の改善を図りつつ、実証中のフォローアップ及び実証後のフォローアップというものもしっかりと行い、実証結果の確認をしっかり行っていく必要があると思っております。

さらに、認定時の調査審議についても、どのような目的を持って、どのように事業を進めていくのかといった仮説や検証を行っていくためにも、どのような実証を行って具体的なエビデンスを集めていくのかということもしっかりと計画内容に盛り込みながら、これまでも盛り込んでいる部分は当然でございますが、より事前段階から確認を行い、さらに実証終了後のフォローアップを行いながら、その波及性についても確認を行っていくという部分が必要かと思っております。このフォローアップにつきましては、当然、事業者のみならず、関係省庁にも行っていくことが必要であると思っております。各省庁がこのサンドボックスを活用して、どのように政策的に反映させていくのか、このような観点でもフ

フォローアップを各省にも行い、かつ事業者の皆様と連携しながら、フォローアップをしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。この点を踏まえて調査審議の改善を行うということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。強化ポイント②「認定プロセスの迅速化」でございます。私どもも今も既に様々な相談案件等を受けており、かつ実証中のものもでございます。実証を行っていかうとするときに、この委員会のスケジュールに実証開始が影響されているという部分もあろうかと考えております。また、認定後も、計画内容の軽微な変更であっても、今のルール上、委員会の開催・審議が必要でございまして、事業者にとって時宜にかなった計画変更ができないという、迅速な実証をやや妨げている部分もあろうかと考えております。

このような問題意識の下、見直し案として、運営規則第3条であったり、調査審議3というところでございますけれども、実証計画をしっかりと精査を行っていくことは当然大前提であるのですけれども、その精査を行った上で、例えば、目的や実証手法といった本質的な部分にあまり影響がないような場合には、認定に向けた委員会プロセスを同時進行的に進めるといったことであったり、計画上、軽微と判断されるところ、例えば、実証開始日の変更といったことについては、調整状況等を把握しながら、実証中のフォローアップで確認していくこととして、実証を先に進めていくといったような円滑な実証の遂行という視点が必要ではないかと考えております。

ケース・バイ・ケースであろうかと思っておりますけれども、このような状況に対応できるように、より迅速に計画認定・変更ができるよう、プロセスの見直しなども進めていきたいと考えてございまして、運営規則の部分では、書面審議に関し、過去も実施したこともございますけれども、今までは「やむを得ない事由により委員会の会議を開く余裕のない場合」となっておりましたが、これに加えて、「委員長が適切と認める場合」には、この書面審議を行っていくということで、まさにこの評価委員会の中でも書面審議を使うことでより迅速な認定プロセスを進めていければと考えているところでございます。さらに調査審議についても、申請された計画の中で、例えば、過去の類似案件と同じような内容や、実証内容の軽微な変更について、柔軟に調査審議を行えればと考えております。

ページをめくっていただきまして、こちらはまだ調査審議や運営規則に盛り込んでいるものではございませんが、迅速化に向けた取組として、専門的な調査審議について「部会」を活用していくことも今後検討していきたいと考えております。この部会というのは、現在の規定において置くことができるようになっているのですけれども、過去置いておりません。他方、ある特定の技術に関する案件のような専門的な部分とか、日進月歩の技術の部分で、迅速に実証を行っていくことも必要かなと考えているところでありますし、さらに、専門的な視点で深掘りも行いながら、計画認定に向けた精査という部分も行っていく必要があろうかと思っています。今後の具体的な事例を見ながら、部会を活用していくことについてまた改めて御相談させていただきたいと考えております。

なお、最近、各国もサンドボックスが活発に動き始めておりますけれども、迅速化に向けた動きの例として、簡単にですが織り込んでおります。例えば、オーストラリアであれば、事前に認定基準を明らかにして、この基準に適合すればもう実証していいというスキームであったり、シンガポールも、類似性の高い案件については、手続を簡素化して、「サンドボックス・エクスプレス」という制度を導入して、これまで数か月かかっていた申請から認可までの期間を約3週間でやっていくという動きが出てきているところでございます。このような各国の動きも踏まえつつ、また、我々の実際の案件を見ながら、部会の設置も含め、迅速化に向けた動きについて事務局で検討していき、皆様にも御相談させていただき、新たな取組を強化していきたいと考えておりますので、よろしく願いできればと思います。

私からは以上でございます。

○安念委員長 ただいま御説明いただきました運営規則案と調査審議案について、御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。委員の皆様から御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

落合先生、どうぞ、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。御説明いただきました内容について、多くの部分はこれまでの議論の結果をまとめていただいて、非常に良い内容になっているように思います。

1点だけちょっと私が気になったところがございまして、資料3の2ページで、認定時の調査審議において、「仮説・検証や波及性などの確認を行う。」という部分ですけれども、例えば、これまでサンドボックスで取り扱ってきた案件の中でも、ある特定の技術であったり、シェアリングエコノミーに関係するようなものもあったと思っております。ただ、こういったものも、最初に出てきたときには本当に役に立つものなのかと、こういう疑義が広く投げかけられる中で、そこをある程度信じて開発をしていこうという、スタートアップであったり、新規事業の担当者の熱意によって議論が進むものだと思っておりますので、この部分について、あまり過度に重視するということになりますと、むしろイノベーションの推進にとって問題が生じる可能性があると思います。仮説・検証、波及性というところについては、あまり強調され過ぎないほうが良いと思いますので、その点だけちょっと御検討いただければと思っております。

以上です。

○安念委員長 ありがとうございます。

先生の問題意識ときちんと重なっているかどうか分かりませんが、このサンドボックス制度というのは、各省庁のいろいろな制度、計画と違わせて、とにかくやってみることが重要です。だから、失敗してもいいのです。それ自体はちっとも構わない。失敗したら、なぜ失敗したのかという教訓を得ようという制度でございまして、このフォローアップは失敗したことも肥やしにするということも含み込んだ意味だと私は認識しておりまして、

その意味では、何としてでも成功した形にしるよと言ってお尻をたたくといった性質のものではなかろうと思っております。もし、そのように考えるとすれば、落合先生の御懸念にも相当程度お答えできるのではないかと感じた次第でございます。御指摘いただきました。どうもありがとうございました。よく検討いたします。

林先生、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

私もこの提案に関しては全般的にとってもいいなと思うのですが、フォローアップというところに関しては、私も一つ補足したいことがあります。この委員会の大きな目的は、結局、法律が新しい事業に対してどう解釈されて、合法であるという幅を広げるか、だと思うのです。そのときに、フォローアップというのは、事業者へのフォローアップではなくて、むしろ、3年たった今、省庁へのフォローアップが重要なのではないかと私は考えています。というのは、認定された後に、法律の読み解きがどう変わったのか、そして、部会の話にもつながってくるのですけれども、それに似たものだったら、ある意味でレギュラトリー・サンドボックス・エクスプレスというぐらい、どんどんそれを合法化していこうねというのが目的であるならば、こういうふうな解釈が変わって、合法の幅が広がりましたよということを省庁並びにその省庁の下にある機関に認めさせることが重要ではないかなと思うので、フォローアップというのは、事業者ではなくて省庁に行うべきであるということ、特にこの事務局、内閣官房の方々にはますます負担をかけてしまうと思うのですけれども、意識してほしいと思うし、そのためだったら私たちも幾らでも協力したいと思います。この点を補足させていただきました。

以上です。

○安念委員長 ありがとうございます。

省庁もというか、むしろ省庁こそフォローアップし、検証する。松山企画官も恐らくその趣旨のことをおっしゃっていたと思います。そもそも計画の認定は主務大臣が行うのであって、当委員会が行うわけではありませんので、もともと彼らプロパーの仕事ということだろうと思いますが、その点を今回はますます強く意識してやっていこうということだと思いますので、全く林先生の御指摘のとおりと存じました。ありがとうございます。

続いて、大橋先生、いかがでしょうか。

○大橋委員 ありがとうございます。他の委員とほぼ同じ問題意識だったのですけれども、このフォローアップは、できなければ事業者を責めるという形のフォローアップではないということで、もう既に委員長からも御発言いただいたとおりだと思います。

私は、このフォローアップの結果を横に広げる際に、このサンドボックス制度でいくのか、あるいは他の規制改革会議等で進めるのかなど、いろいろあると思いますので、そうした知見を横に広げてもらって、ベストな方法で、いかに迅速に、ここでやった先導的な取組を広げていけるのかということ、ぜひ政府の横展開で進めていただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。

当委員会としても、事業者にハンズオン支援すると明文で書いてありますので、今の大橋先生の御指摘、どういう制度が一番使い勝手がいいのかということを検討するのも当然我々の仕事の一部ということになろうと存じます。ありがとうございました。

小黒先生、いかがでしょう。

○小黒委員 ありがとうございます。私も、内容が過去のいろいろな実績や我々の検証を踏まえる中でブラッシュアップされていて、いい内容になっていると思っております。

落合先生がちょっと言われたことと関係するのですけれども、これまでに幾つか見せていただいた中で、大企業で体制がしっかりしているところと、そうではない、従業員数が限られている企業との2つがあるのかなど。日本の経済成長率が非常に低迷している中で、もっと小規模であっても潜在力がある企業でも、きちっと評価して、それが広がっていくというような道筋をつけられるといいなと思っております。これは事務局の負担も増すかもしれないので、あくまでもそういうコメントがあったということだけで受け止めていただければと思うのですけれども、例えば、従業員が5人とか10人しかいないような企業が資料を作るときに、今でもサポートしていただいたりしていると思うのですけれども、結構大変だと思うのですね。ですけれども、実は技術力はある、この実験をすればもっと飛躍的に世界に活躍していけるような企業も応募しやすくできるような環境ができないかなど。省庁の職員はどんな問題でも対応でき、能力は非常に高いと思いますから、エクスプレス制度はとてもすばらしい制度だと思うのですけれども、サポート制度みたいなものもできないかなと思いましたがというのが私のコメントになります。マンパワーも限られているとは思いますが難しいとは思っているのですけれども、ちょっと御検討いただけないかということです。よろしくお願ひします。

○安念委員長 どうもありがとうございました。

それこそハンズオンですね。手持ちのリソースの中で最大限やるしかなかなかろうなと思ひます。実際には今まで資料作りで結構事務局にコミットしていただいた事例は、私も横で拝見しておりますので、現に小黒先生の御指摘のようなことはあると思ひます。

増島先生、いかがでしょう。

○増島委員 ありがとうございます。

事務局の負担が増える話ばかりになってしまうので、どちらかという委員の皆さんのコミットも含めてだと思ひますが、我々の活動のインパクトをさらに大きくするために、どうやってレバレッジするかという発想はすごく大事なのだと思ひます。サンドボックスの仕組みというのは、1件1件の具体的なプロジェクトが来るということなのですが、先ほども少しお話あったとおり、このプロジェクトを通じて、こういうふうルールを変えるとこういうことができるのであれば、同じようなアプローチで変えられるものは一体何なのかという抽象化作業を同時に行う必要があるのだらうと思ひます。この抽

象化作業がうまくいけば、それをまさに横展開せよと省庁に願います。この願いをする仕組みというのはいろいろ出てきておりまして、もちろん規制改革推進会議などもその一つだと思いますし、いろいろな政策への波及のチャンネルができていますね。今、とても大事なことは、こういうテーマで横に通してやっていきたいと思いますという抽象化作業のファンクションがちょっと足りていないという感じがしているのですね。抽象化というのはとても難しい作業なので、簡単にはできるものでもないと思うのですが、本委員会の機能の中で、抽象化作業に、もし本委員会がコミットすることができて、お役に立てるのであれば、本委員会の活動をレバレッジするという観点からも裨益するところが大きいのかなと感じました。

○安念委員長 ありがとうございます。

先ほどのフォローアップの中の仮説の検証というのはまさにそのことだと、私も今、深く感じました。抽象化する、一般化するというのは、これはどうしても必要なことだと思います。ついでに言えば、リソースについては、既に委員会令という政令の中に、私どもの委員だけではなくて、専門的な知識や御経験をお持ちの臨時委員とか専門委員にも御参加いただける規定がもう既にありますし、さらには部会の規定もありますので、ガバナンス上も可能になっていると理解しておりますので、今後はますますそうしたものを活用してよろしいのではないかと気がいたします。どうも、いろいろ御指摘をいただきましてありがとうございました。

他に御発言はいかがでございましょうか。

鬼頭先生、いかがでしょう。

○鬼頭委員 ありがとうございます。

この3年間を振り返ってみて思うのは、今まではスタートアップのフェーズで言うと、いわゆるプロブレム・ソリューション・フィットで、サンドボックス制度というものが、どれだけ日本の規制改革や制度のアップデートにつながるかというところの検証をしてきたのだと捉えています。そして、落合先生の御指摘の点もありつつも、次のフェーズに進む前に、サンドボックスというソリューション自体がちゃんと機能しているかという点を、個々の案件での使われ方含め評価するというプロセスも必要ではないかと思っています。そのうえで、制度の恒久化後の次のフェーズは、増島先生がおっしゃるように、これをより広く大きなインパクトにつなげていく。いわゆるプロダクト・マーケット・フィットからスケールのフェーズに当たるのかなと思っています。その点では、迅速化というところに関しても、正直、どのプロセスで個別の案件が落ちているのかとか、どこに時間がかかっているのかというのは、委員の立場から見えづらいところがありまして、今まで、例えば、申請が何件あって、内閣官房のところで何件ドロップして、省庁のところで何件ドロップ、もしくはスタックして、といったボトルネックを可視化できるといいのかなと思っています。

○安念委員長 どうもありがとうございました。

スタックしているものもあれば、その原因が何であるかについては事務局に調べていただくことにしたいと存じます。

○鬼頭委員 制度の認知自体を広げていくことも重要かと思しますので、以前、動画の作成などもされていたと思いますけれども、引き続き制度のマーケティング活動も推進できると良いのではと思っています。こうしたインパクトに繋げる活動も多岐にわたりますので、限られたリソースの中優先順位をつけてやっていく必要はありますが。

私からは以上になります。

○安念委員長 ありがとうございます。この機能を知っていただかなければなりませんものね。どうもありがとうございます。

他に御発言はいかがでございましょうか。

落合先生、どうぞ。

○落合委員 最初に発言した後、皆様の御意見も聞いていて、私が最初に発言した内容に少し間違いがあった部分もあったのかなとも思います。制度自体を見直していくということや、また、その後の事業にとってプラスになるようにフォローアップしていくこと自体は重要だと思います。ただ、我々、分からないこともやはり多いと思いますので、それは認識した上でいろいろな可能性があることは信じて進められるようにするのが大事ではないかという点を申し上げただけでございまして。増島先生が言われていたようなフォローアップも含めて、ぜひ取り組めればと思っておりますので、その部分は若干不適當な部分もあったかなと思しましたので、ちょっと訂正させていただきます。

○安念委員長 ありがとうございます。

いかなる意味でも不適當な部分はなかったと私は確信しておりますけれども、そういう御趣旨であることはよく分かりました。どうもありがとうございました。

他はいかがでございましょう。

西村先生、どうぞ。

○西村委員 ほとんど委員の皆さんの御意見に賛同で、ちょっとずれているかどうか分からないですけれども、3年間やったことがどこまで周知されているのかというフォローアップはあるのかなと思って、たまにキックボードのコマーシャルなどを見ていて、一般社会の中でこういうサンドボックス実証が行われて、こういう規制が変わりました、認められましたということを一一般社会にどうやって周知しているのかな、その認識度みたいなものもどこかがフォローアップしておいたほうが、社会を変えるためにはいいのかなと思しました。

以上になります。

○程委員 今の流れで言うと、私、印象的だったのは、MICINがありました。時代の先を行っていて、インフルエンザに関して在宅からオンラインで受診勧奨する件です。MICINのように幾つか商業化までいったものは結構あると思いますので、そういったものを、我々自身も、21案件レビューしながら、類型化していく必要があるのではないかと思います。

2つ目は、今、企業やスタートアップを私も随分応援していますし、東京大学などのスタートアップのいろいろな評価委員会もやっていますけれども、社会課題を解決したいというのは、ピッチを見るとそれが出てくるのですけれども、我々も抽象化作業をしながら委員として賢くなっていかないといけないので、もう一回、21件を一つ一つ見ながらちょっと考えていきたいなと思います。技術も大事だけれども、やはり社会課題解決というところは強調されるべきだと思います。インパクトも勉強していきたいと思います。

○安念委員長 ありがとうございます。

○板東委員 今まで先生方お話しのとほぼ重なりますけれども、確かに今までの案件がその後どういうプロセスを経てどういう形になっているかを、整理、見える化する必要があるかなという感じは非常に強く持っております。それは、今後、イノベーションをどう発展させていくかということの一つのモデルにもなっていく、ヒントにもなっていくという可能性は非常にあると思います。ベンチャー企業などを見ていると、何らかの形の規制とか、未開拓の領域へのいろいろなハードルがありますので、こういったプロセスを経て形になっていくのだよと、もっと大きな広がりを作っていけるのだということは、個々の案件をやるだけではなくて、見える化していくこと、それから、もっと有効な展開の仕方がないのかを考えていくことは非常に重要だと思います。

それから、フォローアップの中には、課題があったらそれを解決していきましょう、改善していきましょうということも御指摘いただいておりますので、この点も併せて考えていかないといけないなと思っております。例えば、先ほどのキックボードだけではないのかもしれないのですが、今、いろいろ実証が進んでいるような技術の中でも、事故が起きたとか、こういう使い方をされてしまったということも出てくるので、そういうこともフォローアップしながら、よりよく広がっていくための方策も併せてフォローアップしていく必要があるかなという感じはいたします。ありがとうございます。

○安念委員長 委員の先生方、どうもありがとうございました。

他に御発言をいただく先生方、いらっしゃいますか。

○杉山委員 それでは、よろしいでしょうか。

これまでの案件は基本的には企業の方が今後新しいビジネスをされたいということで応募されてきた方が多かったかと思うのですが、私、今、大学とか研究所にいる身分ですが、研究者の中でも、ビジネスではないのですが、社会実験みたいなことをやってみたい、実証実験みたいなことをやってみたいという人は一定数いるかと思っておりますので、この委員会の直接のターゲットにはもしかしたらならないかもしれませんが、少し裾野を広げるという意味で、営利目的でなくて、その前の段階の社会実証のようなレベルでも案件が集まるといいなと思いました。そういった意味では、私がやらないといけないのかなと思うのですが、アカデミックに対しても情報発信できればいいなと思いました。

以上です。

○安念委員長 ありがとうございました。そのとおりでございますね。

他にいかがでございましょうか。

○尾形委員 よろしいでしょうか。

私も、いろいろ案件があつて、規制を変えていくのは大事だなと思うのですが、知らなかったこととかも結構あるのですね。なので、規制を変えていこうとした経緯とか、それが本当に安全・安心につながったのかというところも世の中に見せていって、法律が変わったり、規制が変わったりというのが、知っている人と知らない人、温度差ができてくると思うのですね。また、こういうことだったら変えられるという点や、こういうプロセスでできてきたという点についても理解していただけるような形で発信していければいいなと思いました。

○安念委員長 ありがとうございます。

複数の委員から御指摘をいただきましたが、何らかの形で、パブリックリレーションについて真剣に考えなければいけないのかなと思いますね。確かにそうですね。知ってもらわなければ話にならないですから、全くそのとおりです。ありがとうございます。

他に御発言はいかがでしょう。いろいろな御指摘、御意見を頂戴いたしましたが、私の伺った限りでは、よろしゅうございますか。どうぞ、小黒委員。

○小黒委員 1点だけ、最初の資料の説明のときや先ほども指摘がありましたけれども、社会課題に対して財政とか社会保障が逼迫する中で、自治体とかもいろいろ見直しをして外部委託しているような仕事や業務も増えてきていると思いますけれども、確か過去の事例ではごみ収集とかもあったと思うので、要するに、純粹ビジネスだけではなくて、公的セクターに近いものとそうでないものの件数とかも把握しておくといいかなと。自分も幾つあったか正確に覚えていないので、区分みたいなものが出てくると、あるいはちょっと切り分けるだけでも大分違ってくるのではないかと思います。

○安念委員長 ありがとうございます。

それでは、パブリックセクターに近いようなものとしてイヤーマークをつけることができるかどうかも含めて事務局に検討していただくことといたします。ありがとうございます。

他にはいかがでございましょう。

石井先生、どうぞ。

○石井委員 私の関わっている分野ですと、例えば、個人情報保護法は最近改正が続いているところです。それに伴い、事例が蓄積され、解釈に深みや広がりが出てくることに加えて、社会課題を解決するために公益性ある情報の利用を行う上で、個人情報保護法の特定の規定が制約になっているのであれば、場合によっては法改正の議論なども出てくるかとは思いますが。その辺りの議論で貢献させていただければと考えているところであります。法令が変わり、事例の蓄積がなされることで解釈が発展し、さらなる制度の見直しにつながっていくというサイクルがうまくまわることを期待しております。感想ですけれども、以上です。

○安念委員長 どうもありがとうございました。

先ほどの抽象化と密接に関連するお話ですし、それから、法令そのものの改正という点では、前身の会議でも政令の改正を行ったことはありますので、決して実績のないことではございませんで、今後ますます増えていくのではないかと考えております。どうもありがとうございました。

増島先生、どうぞ。

○増島委員 ありがとうございます。インパクト、もしくはレバレッジという観点から見たときに、この話を何度もしているのは、とにかく大きくインパクトを出していかないといかんという問題意識が後ろにあります。1つ考えられるのは、我々の過去の活動実績の中では、IT重説の例のように省庁がプロジェクトをやろうと思って、そこで110社とか集めてきて、みんなでやったというのがあったのです。あれはすごい大きなインパクトがあったという感じがしています。規制に日々向かわれているのは事業者もそうですけれども、省庁もそうだと考えておまして、この3年、本会議に出席させていただいたりして、改革の過程を見せていただいたりしていると、省庁も問題意識はよく理解をされていますし、課題に対する考え方・アプローチの仕方も変わってきているという感じがします。この大きなトレンドにどのように力を与えて、加速していくのかという観点がすごく大事だと思います。

省庁としては、既存の法令を前提に執行しなければいけないという立場である中で、課題感というのを感じていると思うのですね。ここをどうにかするためのツールとしてのサンドボックスというのをもう少し意識できないかなと思っています。プロセスとしては、もしかすると行政手続法的にはパブコメは必要かもしれないですけれども、一時的にこういうふうな緩めて、サンドボックスに入っている人たちに実験をしてもらうのですというプロセスを踏めば、現行のガイダンスとか、ガイドライン、通達とちょっと異なることができるような政策ツールを開発した上で、サンドボックスの中でルールを緩めていただいて、そこに事業者の募集をかけるみたいな、こんなやり方はできないだろうかみたいなことを考えたりするのですけれども、いかがなものでしょうかね。

○安念委員長 それはあるのではないのでしょうかね。そろそろ一定の、緩やかなものでいいのだけれども、プラットフォームができたほうがいいなと私も考えております。関係省庁とおそらく志向性は同じにしていると思うので、できるのではないのでしょうか。P2P保険とかキックボードなどは、具体例ですけれども、その方向に乗りかかっているという印象は持っておりますので、プラットフォーム化していくような志向性は十分あるし、開発可能だと考えておりますので、増島先生はじめ委員の皆様のお知恵を拝借しながら、そうした方向でやっていけたらいいなと感じた次第でございます。

○増島委員 ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。

他にはよろしゅうございませうか。いろいろな御提案、御指摘をいただきました。私

の拝聴している限りでは、これまでよりも一層委員の先生方の御負担が増すことになるのですが、そのことについては全く問題ないやに承りましたので、大変心強く感じた次第でございます。

それでは、今までの御意見は御意見として十分にテイクノートさせていただいて、しかし、今、議決をさせていただきたいと思います。資料4の新技术等効果評価委員会運営規則、それから、資料5の新技术等効果評価委員会における調査審議について、原案どおりで御承認いただくということによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念委員長 ありがとうございます。若干の修正はあるかもしれませんが、その点は私に御一任をいただければと存じます。いただきました御意見については、一つ一つ、これからのこととしてお答えをさせていただくことになろうと存じます。どうもありがとうございました。

次に、今後、この規則の下で委員会を運営してまいります、営業上の秘密を含む個別の新技术等実証計画の申請について審議することから、会議は非公開とさせていただきたいのですが、それによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

続いて、事務連絡等に移りたいと思います。事務局よりお願いいたします。

○松山企画官 委員会につきましては、年明けに複数の案件が出てくる可能性がございますので、この辺りも見ながら、また御相談させていただきたいと思いますので、ぜひ引き続きよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○安念委員長 それでは、今日はこれで終了といたします。皆さん、どうもありがとうございました。